

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	母子保健事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊後高田市は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県豊後高田市長

## 公表日

令和8年5月18日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健事業に関する事務
②事務の概要	母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 (具体的な業務) ①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査(妊婦健康診査、4か月児健康診査、8か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査、5歳児健診、発達相談会)の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の確認についての審査 ⑤母子健康手帳の交付・再交付及び交付台帳の整備 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出の受理及びその届出に係る事実の確認についての審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名管理システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能

## 2. 特定個人情報ファイル名

母子保健情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表49の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第40条
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 令和6年デジタル庁・総務省令第9号第2条の表 48、71、80、95、112の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 令和6年デジタル庁・総務省令第9号第2条の表 95の項	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長 小野政文

## 6. 他の評価実施機関

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務課 〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3 TEL:0978-22-3100
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	子育て支援課 〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3 TEL:0978-22-3100
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が記載された書類は施錠できる場所に保管し管理している。 情報管理の知識を得るために、毎年セキュリティ研修を受講している。	

9. 監査	
実施の有無	[ ] 自己点検                      [ ○ ] 内部監査                      [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [      十分に行っている      ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業員に対する教育・啓発         </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [      十分である      ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	システムを利用するためには、端末への2段階のアクセス管理とシステムへのアクセス管理を行い、利用者を限定している。 利用者は、毎年セキュリティの研修を受講している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	総務課 〒879-0692 大分県豊後高田市御玉114番地 ℡0978-22-3100	総務課 〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3 ℡0978-22-3100	事後	
平成28年1月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	ウェルネス推進課 〒879-0692 大分県豊後高田市御玉114番地 ℡0978-22-3100	ウェルネス推進課 〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3 ℡0978-22-3100	事後	
平成29年7月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 母子保健システム 団体内統合宛名管理システム 中間サーバー	健康管理システム 母子保健システム 団体内統合宛名管理システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	ウェルネス推進課	子育て支援課	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	ウェルネス推進課長 伊南富士子	子育て支援課長 水江和徳	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	ウェルネス推進課 〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3 ℡0978-22-3100	子育て支援課 〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3 ℡0978-22-3100	事後	
令和1年6月20日	IVリスク対策		項目の追加	事後	様式変更による
令和2年1月10日	II-①	平成27年1月31日	令和2年1月10日	事前	特定個人情報保護評価5年経過前の評価の再実施を行った。
令和2年1月10日	II-②	平成27年1月31日	令和2年1月10日	事前	特定個人情報保護評価5年経過前の評価の再実施を行った。
令和3年9月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二の26、56の2、69の2、87の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二の70の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の26、56の2、69の2、87の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の69の2、70の項	事後	法改正による号ずれの修正と一部記載漏れ
令和3年9月24日	IVリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)	事後	
令和6年12月25日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用 IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		項目の追加	事後	様式変更による
令和6年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 母子保健システム 団体内統合宛名管理システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能	健康管理システム 団体内統合宛名管理システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能	事後	精査による修正
令和6年12月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の26、56の2、69の2、87の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の69の2、70の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 令和6年デジタル庁・総務省令第9号第2条の表 48、71、80、95、112の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 令和6年デジタル庁・総務省令第9号第2条の表 95の項	事後	法改正に伴う変更
令和6年12月25日	II-①	令和2年1月10日時点	令和6年12月1日時点	事前	特定個人情報保護評価5年経過前の評価の再実施を行った。
令和6年12月25日	II-②	令和2年1月10日時点	令和6年12月1日時点	事前	特定個人情報保護評価5年経過前の評価の再実施を行った。
令和8年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 水江和徳	子育て支援課長 小野政文	事後	